

厚生労働省の取り組み

2 輸入食品の安全確保

日本は食料自給率がカロリーベースで4割であり、多種多様な食品が世界各国から輸入されています。厚生労働省では、検疫所（全国32カ所）において輸入食品の監視・検査を行い、輸入食品の安全性確保を図っています。

厚生労働省は、各地の検疫所で、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入される食品が食品衛生法に適合しているかどうかを確認しています。

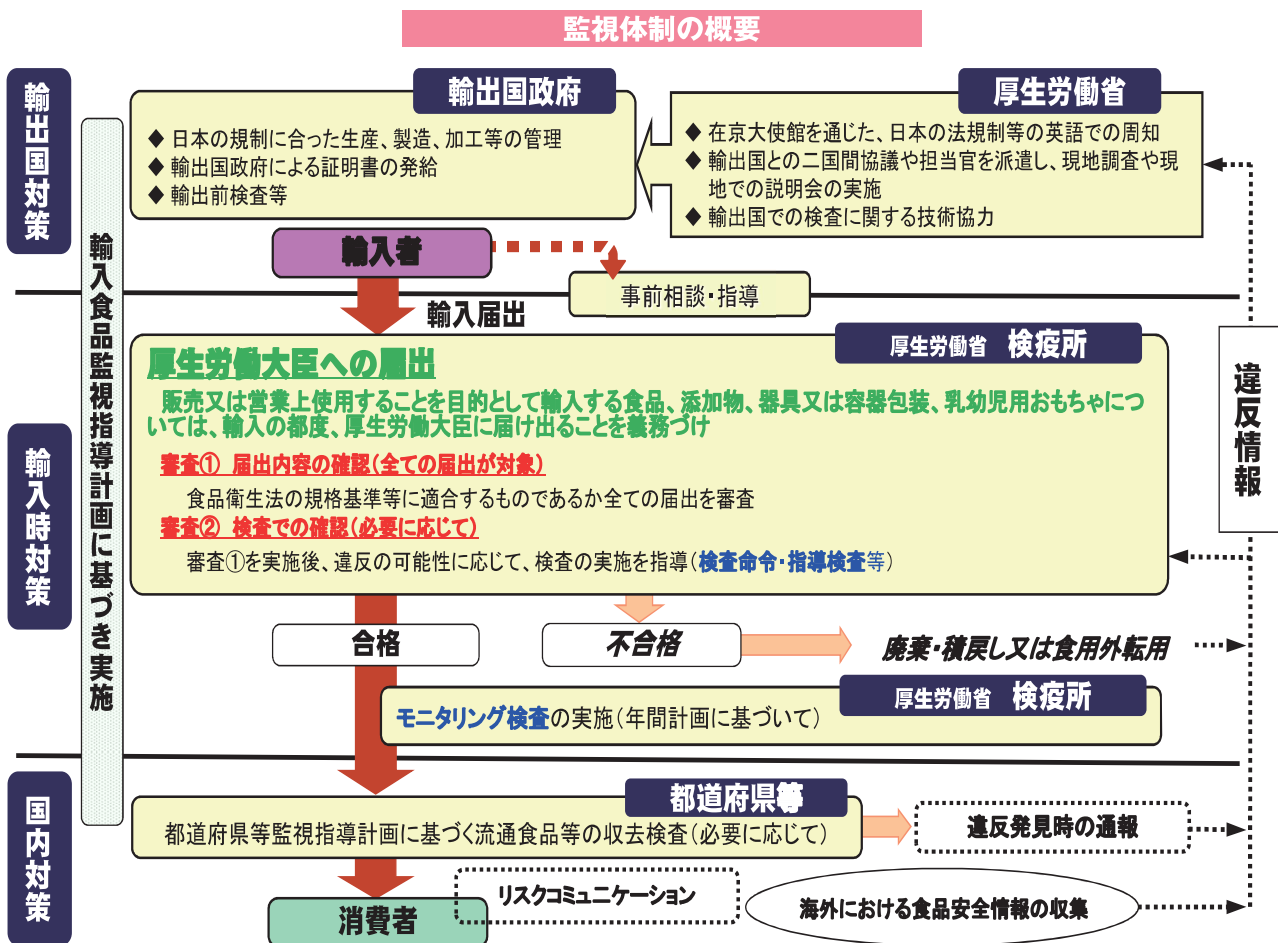
確認した結果、食品衛生法違反の食品については、廃棄、積み戻しなどの措置を講じています。

また、食品衛生法の改正により、食肉については、輸出国でHACCPに基づく衛生管理が行われていることを輸入要件とした他、乳及び乳製品、ふぐ並びに生食用かきについては、衛生証明書の添付を輸入要件とし、輸入食品の更なる安全性確保を図ることとしています。

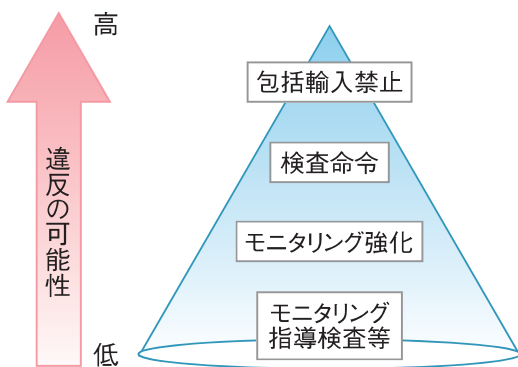
「輸入食品監視指導計画」とは

多種多様な輸入食品を重点的、効果的かつ効果的に監視指導し、一層の安全性確保を図ることを目的として、毎年度定める計画です。

監視体制の概要



輸入時の検査体制の概要



取り組み内容

検査命令	法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入が認められない。
モニタリング検査	多種多様な食品等について、食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に国が実施する検査
消費者等への情報提供	輸入食品監視指導計画に基づく監視指導及び統計情報等に関する情報 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/shokuhin/yunyu_kanshi/kanshi/index.html